

福井県知事および県議会議員選挙

平成27年4月12日執行

投票

【選挙の日程】

福井県知事選挙は、全県を1選挙区として行われ、福井県議会議員選挙は、県内を12の選挙区に分けて行われます。

告示日(立候補届出日)	3月26日(木)	福井県知事選挙	福井県議会議員選挙
期日前投票不在者投票	3月27日(金)～4月11日(土)		
投票日	4月12日(日)		

【投票所・時間】(次頁の投票所一覧参照)

◎投票所：町内16カ所の投票所で投票することができます。

◎時間：各投票所により異なります。次頁の投票所一覧の投票時間の欄を参照してください。

選挙は、福井県知事選挙と福井県議会議員選挙の2種類です。

福井県知事選挙

福井県知事選挙は、白色の投票用紙です。候補者のうち1人の氏名を書きましょう。

福井県議会議員選挙

福井県議会議員選挙は、うすい黄色の投票用紙です。候補者のうち1人の氏名を書いてください。

◆南越前町投票所一覧

投票区	投票所	投票時間	投票区の区域(行政区)
第1投票区	南条保健福祉センター	午前7時～午後8時	東谷・清水・脇本・嶋・上平吹・日野
第2投票区	上野生活改善センター	午前7時～午後8時	下牧谷・上牧谷・上野・堂宮・金粕・桜町
第3投票区	上別所集落センター	午前7時～午後8時	鯖波・奥野々・上別所・関ヶ鼻
第4投票区	南条地区公民館	午前7時～午後8時	東大道・西大道・鋳物師・ほのぼの苑
第5投票区	阿久和区民センター	午前7時～午後8時	中小屋・阿久和
第6投票区	湯尾小学校	午前7時～午後8時	新北府・北府・山王・白吉・天王・稻荷(湯尾)・八幡(旭(湯尾))・八乙女・燧・社谷
第7投票区	古木生活改善センター	午前7時～午後8時	久喜・長沢・馬上免・古木
第8投票区	小倉谷林業集会センター	午前7時～午後7時	上温谷・小倉谷・瀬戸・杉谷・杣木保
第9投票区	今庄児童館	午前7時～午後8時	荒目・藤倉・白鬚・梅ヶ枝・立石・観音・愛宕・旭(今庄)・稻荷(今庄)・栄
第10投票区	鹿蒜公民館	午前7時～午後7時	南今庄下新道・上新道・大桐・二ツ屋
第11投票区	堺公民館	午前7時～午後7時	合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯
第12投票区	宇津尾集落センター	午前7時～午後7時	宇津尾・橋立・広野
第13投票区	せせらぎ	午前7時～午後7時	大良・河内・菅谷・具谷・赤萩・桜団地
第14投票区	河野総合事務所	午前7時～午後7時	大谷・河野・今泉
第15投票区	甲楽城公民館	午前7時～午後7時	甲楽城
第16投票区	糠公民館	午前7時～午後7時	糠・杉山・八田

【投票できる方】

年齢要件	平成7年4月13日以前に出生の方
住所要件	日本国民で、平成27年1月2日以前から引き続き南越前町に住所を有し、南越前町の選挙人名簿に登録されている方
南越前町へ転入された方	南越前町で投票できます。
南越前町から転出された方	南越前町に3カ月以上居住した後に県内の他市町へ転出(1回に限る。)した人は、転出先市町の選挙人名簿に登録されるまでの間(概ね3カ月)は各市町住民登録担当課で「同一県内居住証明書」を発行してもらい、旧住所の市町で投票できます。
南越前町から転居された方	南越前町で投票できます。
平成27年1月2日以前の届出	県内からの転入(1回に限る。)の場合のみ、各市町住民登録担当課で「同一県内居住証明書」を発行してもらい、旧住所の市町で投票できます。
平成27年1月3日以後の届出	県内からの転入(1回に限る。)の場合のみ、各市町住民登録担当課で「同一県内居住証明書」を発行してもらい、旧住所の市町で投票できます。

南越前町に3カ月以上居住した後に県内の他市町へ転出(1回に限る。)した人は、転出先市町の選挙人名簿に登録されるまでの間(概ね3カ月)は各市町住民登録担当課で「同一県内居住証明書」を発行してもらい南越前町内の旧住所において投票することができます。

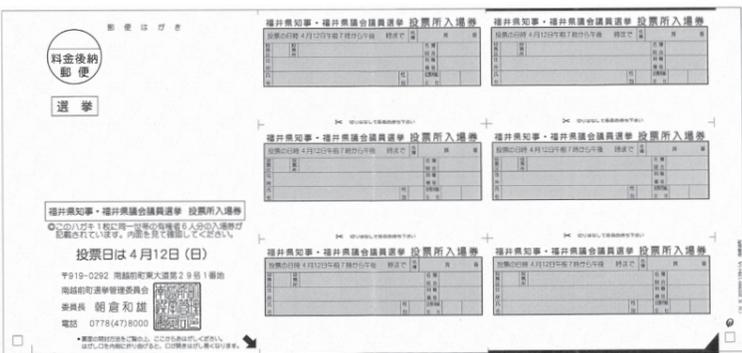
南越前町内で転居された方	新住所の投票所で投票できます。
平成27年3月10日以前の届出	旧住所の投票所で投票できます。
平成27年3月11日以後の届出	旧住所の投票所で投票できません。

投票所入場券を忘れずに

投票所入場券(左図参照)は、4月1日(水)ごろ発送します。

1枚のハガキに6人分まで連記していますので、1人ずつ切り離して必ず本人が持参してください。(同一世帯で有権者が7人以上いる場合は、2枚以上のハガキが郵送されます。)

◎投票所入場券が届くまでの期間や、万一紛失した場合でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、投票所の受付係に申し出てください。



▲投票所入場券(イメージ)

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができない方は、前もって投票することができる期日前投票をご利用ください。

【期日前投票日時・会場】

- ◎日 時：福井県知事選挙 3月27日(金)から4月11日(土)までの午前8時30分～午後8時
福井県議会議員選挙 4月4日(土)から4月11日(土)までの午前8時30分～午後8時
- ◎会 場：南条地区にお住まいの方↓南越前町役場 今庄地区にお住まいの方↓今庄総合事務所
河野地区にお住まいの方↓河野総合事務所

【必要なもの】

- ◎投票所入場券 (届いていない場合は不要です。)
- ◎宣誓書：期日前投票所に用意してありますので、必要事項を記入していただきます。

不在者投票

期日前投票所に行くことができない方で、次の①～③のいずれかに該当する場合は、事前に手続きをすることで不在者投票ができます。

※不在者投票の手続きには、**日数が必要です。お早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。**

- ①南越前町の選挙人名簿に登録されている方が、長期出張や出産などで町外に滞在している場合
- ②南越前町選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、交付を受けてから最寄の選挙管理委員会で投票します。
- ③都道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院・入所している場合
- ④施設内で不在者投票ができますので、病院などに申し出てください。
- ⑤身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている選挙人で次のような障害のある方(○印の該当者) または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方の場合

戦傷病者手帳	身体障害者手帳	障害の部位		
		1級	2級	3級 (該当なし)
両下肢、体幹	両下肢、体幹、移動機能	○	○	○
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	○	○
両下肢、体幹	両下肢、体幹	○	○	○
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	○	○
特別項症	特別項症	○	○	○
第1項症	第1項症	○	○	○
第2項症	第2項症	○	○	○
第3項症 (該当なし)	第3項症 (該当なし)	○	○	○

介護保険の被保険者証
要介護5

▼郵便投票「自宅でできる投票制度」が利用できます。

開票

◎日 時：4月12日(日)
午後9時から

◎会 場：南条地区公民館

選挙公報

福井県知事選挙の選挙公報は、3月31日(火)ごろから区長を通じて全家庭に配布されます。これらの公報は、各候補者の公約や経歴などを皆さんにお知らせするためのものですので、よくご覧ください。選挙公報がお手元に届かない場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。

また南越前町役場、各総合事務所でも配布しますので、ご自由にお持ちください。



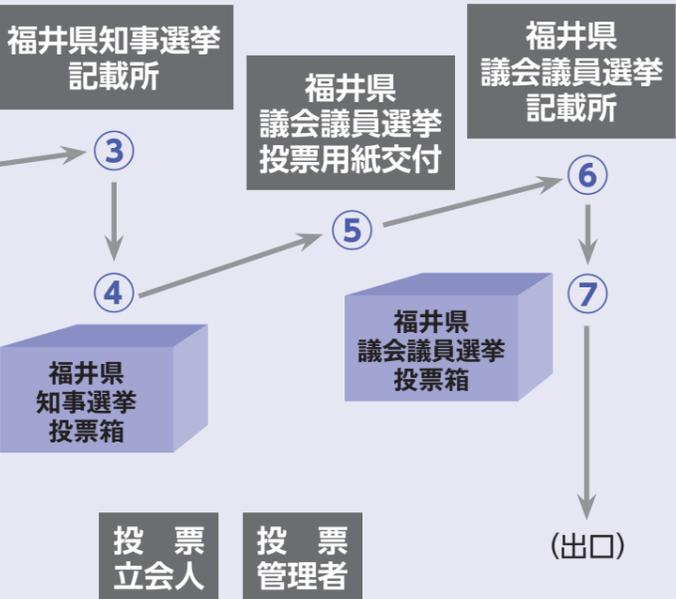
めいすいくん

投票の順序は

今回の選挙では、福井県知事選挙と福井県議会議員選挙の2種類の投票用紙があります。

- ◎投票用紙の色
 - ・福井県知事選挙：白色に黒刷り
 - ・福井県議会議員選挙：薄黄色に黒刷り

※配置はそれぞれの投票所で多少異なります。投票の順序は以下のとおりです。



- ① 受付で投票入場券を渡します。
- ② 福井県知事選挙の投票用紙を受け取ります。
- ③ 福井県知事選挙の投票用紙に候補者の氏名を書いてください。
- ④ 投票箱へ投票用紙を入れてください。
- ⑤ 次に福井県議会議員選挙の投票用紙を受け取ります。
- ⑥ 福井県議会議員選挙の投票用紙に候補者の氏名を書いてください。
- ⑦ 投票箱に投票用紙を入れてください。



投票に関するお問い合わせ

南越前町選挙管理委員会 (南越前町役場2階)

☎ 47-8000